

## 区長への財源配分に際して検討すべき視点とこれらに対する考え方の整理について

|                     | 検討すべき視点   | 財源配分の考え方  |
|---------------------|---|---|
| 特定財源                | 特定財源としての性質上、流用できない歳入予算として区CMの自由度を限定するのだろうか。                           | <p>特定財源として、国庫支出金や府支出金などは交付されるルール（交付対象事業の範囲や金額上限など）が定められている。一方で、起債については、特定財源としての性質以外に、大阪市全体としての発行制限をかけている</p> <p>また、使用料や手数料などの特定財源は、当該事業の歳出枠と合わせて管理すべきものであるため、区長により流用できない歳入予算として局において管理する</p>        |
| 市政改革プラン             | 市の方針である市政改革プランにおいて進捗管理すべき事業について、事業の改廃や財源流用についての決定権を区CMに与えるのだろうか。      | <p>市政改革プランについては、方針どおりの整理を行うプロセスの期間は、市政改革室と事業所管局とで進捗管理する。</p> <p>具体的には、施策・事業の見直しに関しては、市政改革プランによる年次計画に基づいて財源配分する。事業を再構築するものに関しては、再構築後の事業計画による財源配分とする。</p> <p>なお、再構築や見直し後の事業の進捗管理に関しては、区CM自由経費とする。</p> |
| 施設の維持管理経費や恒常的な事務の経費 | 決定権を拡大する事業については、施設の維持管理経費や恒常的な事務の経費も含まれているが、全てを同一の指標で按分し各区へ財源配分するか。   | <p>【案1】<br/>決定権拡大事業すべて</p> <p>【案2】<br/>施設の維持管理（ランニング経費）等を除く事業</p> <p>→施設における市民の安全性の確保や事業の継続性にかんがみ、案2が妥当と考える</p>   |
| 特定区事業の考え方           | 事業によっては特定の区だけの事業もあり財源配分を行う際に、全区にまたがる事業と同様に、特定区事業も24区全体への財源配分の対象とするのか。 | <p>【案1】<br/>特定区分も含めて全区へ配分</p> <p>【案2】<br/>特定区分は当該区へ配分、それ以外は全区へ配分</p> <p>→固有事業の継続性にかんがみ、案2が妥当と考える。</p>   |
| 指標（測定単位）の考え方        | どのような指標を設定するのか。   | <p>【案1】<br/>人口割り</p> <p>【案2】<br/>基本は人口割り<br/>ただし、道路は道路面積、公園は公園面積、高齢者福祉は65歳以上人口、こども青少年は15歳未満人口で按分</p> <p>→事業の継続性にかんがみ、案2が妥当と考える。</p>   |